

## 知多北部広域連合事務分掌条例

(平成11年6月1日 条例第3号)

改正(平成18年2月28日 条例第1号)

(事務局及び課の設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第7項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置き、事務局に次の課を置く。

(1) 総務課

(2) 事業課

(分掌事務)

第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務課

ア 庶務及び人事管理に関すること。

イ 予算経理に関すること。

ウ 公印の保管に関すること。

エ 広域連合議会に関すること。

オ 広域計画及び広域調整に関すること。

カ その他総務に関すること。

(2) 事業課

ア 介護保険事業計画の策定に関すること。

イ 被保険者の資格管理に関すること。

ウ 要介護認定及び要支援認定に関すること。

エ 保険給付に関すること。

オ 保険料の賦課及び徴収に関すること。

カ 地域支援事業に関すること。

キ その他事業に関すること。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第1号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。